広報 おみいた

No.250
2019.4

議長会 表彰　2
平成31年度 当初予算の概要　4
図書館及び体育館の建設に関するアンケートの集計結果　5
「高齢者外出支援タクシー料金助成事業」について　13
各種講座のお知らせ　21

（写真）第十新田　菜の花

〈上板町の人口〉住民基本台帳登録人口　平成31年２月末現在　○世帯数／4,888世帯　○人口／男5,770人／女6,296人／計12,066人

全国町村議会 議長会表彰受賞

村　上　浩　一　氏

柏　木　美治代　氏

平成31年３月１日、徳島グランヴィリオホテルにおいて、平成30年度自治功労者表彰式が開催され、全国町村議会議長会表彰を受けられました。

氏らは、議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与されました。

栄えある受賞をたたえるとともに、今後ますますのご健康とご活躍をお祈りいたします。

徳島県町村議会 議長会表彰受賞

多　富　佐智子　氏

鈴　木　幸　三　氏

吉　岡　　薫　氏

平成31年３月１日、徳島グランヴィリオホテルにおいて、平成30年度自治功労者表彰式が開催され、徳島県町村議会議長会表彰を受けられました。

氏らは、議会議員として、長く地方自治の振興発展に寄与されました。

栄えある受賞をたたえるとともに、今後ますますのご健康とご活躍をお祈りいたします。

上板町議会だより

◎平成三十一年第一回定例会の概要

第一回定例会は、三月五日から三月十九日までの十五日間の日程で開かれました。

開会日には、松田町長から町政に取り組む所信及び提出議案提案理由の説明が行われました。

一般質問では、町長の政治姿勢、地方創生事業、防災対策、子育て支援、高齢者支援などが論議されました。

（議員一〇名から一般質問）

町長提出議案二五件のうち、二三件が可決、一件が同意、一件が否決されました。

また、議員提出議案三件のうち、二件が可決、一件が採択され、懲罰の動議一件が可決されました。

◎議会議員全員協議会

平成三十一年二月二十八日

第一回定例会提出議案等の協議を行う。

◎財産区議会

・上板町大山財産区議会

（第一回定例会）

平成三十一年二月七日

・上板町神宅財産区議会

（第一回定例会）

平成三十一年二月十二日

平成30年度 町内卓球大会

平成三十年度町内卓球大会が、平成三十一年三月三日(日)に上板町農村環境改善センター多目的ホールにて開催されました。約四〇名が参加し、小学生の部・一般の部・団体の部と熱戦が繰り広げられました。

大会結果は以下のとおりです。(敬称略)

小学生男子の部
- 優勝 藤原隆成
- 準優勝 小田雄大
- 第三位 七條優心

小学生女子の部
- 優勝 佐藤桃菜
- 準優勝 川瀬紗奈
- 第三位 板東奈波

一般男子の部
- 優勝 吉田浩通
- 準優勝 鳥羽秀明
- 第三位 吉住勝己

一般女子の部
- 優勝 齋藤和恵
- 準優勝 山本真由美
- 第三位 南城満佐子

団体の部
- 優勝 上板卓球クラブA
- 準優勝 上板卓球クラブB
- 第三位 上板卓球スクール

ナガイjrフットサルCUP 準優勝

二月二十四日(日)、うだつアリーナにてナガイjrフットサルCUPが開催され、上板サッカースポーツ少年団はU-10のカテゴリーに参加しました。

「絶対勝つぞ!!」を合言葉にチーム一丸となり、念願の決勝トーナメントへ進出しました。

決勝戦は、山川(吉野川市)と対戦し、力の差を感じながらも最後まで諦めず粘りの一点でゴールを揺らし、惜しくも敗れましたが見事に準優勝を飾りました。

火災予防を呼びかけ

春季全国火災予防運動初日の三月一日に、板野西部消防署主催による街頭での火災予防PRが実施されました。

板野西部消防署員、東光小学校少年消防クラブの児童、上板町消防団員らが参加し、県道松茂吉野線を通行中のドライバーへ、火災予防の声掛けと啓発グッズの配布を行いました。

通行中のドライバーの皆さん
ご協力ありがとうございました。

消防団春季 火災予防パレード

春季全国火災予防運動の一環として、三月一日、午後六時三十分から上板町消防団(坂東正晃団長)による火災予防パレードが実施されました。

町内六分団から団員二十一名と消防ポンプ車七台が参加し、約二時間をかけて町内を巡回し、火災予防を呼びかけました。

平成31年度 当初予算の概要

上板町議会３月定例会において平成31年度の一般会計当初予算及び住宅新築資金等貸付事業特別会計など６特別会計の当初予算が議決されました。

一般会計の歳入歳出予算総額は前年度当初予算に比べ1.9%（90,000千円）増の47億１千万円となっております。

歳入面では、町税、地方交付税、臨時財政対策債、及び財政調整基金等の「一般財源総額」は1.5%の増であります。財政調整基金取り崩しによる繰入金は12.9%の増となり、次年度以降の大型事業に備え、今後における基金の管理については、計画的な運用が不可欠です。

主な施策としては、１『子育て支援・若者の定住促進』支援として、出産祝い金の増額と第４子以降の追加、また、町内外を問わず住宅を所有しない方が定住のために上板町内に住宅を取得した場合に、上板町定住促進「住宅取得応援助成金」を交付し子育てと仕事が両立出来る環境づくりに取り組みます。２『高齢者福祉・社会福祉サービスの充実』対策として、高齢者外出支援タクシー料金助成事業の創出、敬老祝い金の拡充を行い町民が安心して住み続けられる町づくりに取り組みます。３『地域資源の活性化と魅力発信』対策として、新規就農者支援、遊休農地の解消を目的とした「セカンドライフ・チャレンジ農業支援事業」、また、技の館では年間を通じて藍栽培から藁づくり、藁を染料とする藍染め体験を一貫して見学・体験出来る観光施設として整備に取り組みます。４『災害への万全な備えで安全安心な町づくり』対策として、災害時備蓄物資保管庫を新たに５カ所設置、避難所自動解錠ボックスの設置、感震ブレーカーの設置補助を行い、より安全安心な町として災害への備えに取り組みます。５『財政健全化、町民に開かれた町政』として、事業等の見直しによる自主財源の確保、施策の選択と集中による財政の健全化、また、ふるさと納税の拡充に取り組みます。

厳しい状況が続きますが、「重点的かつ効率的で持続可能な財政運営を行える足腰の強い町づくり」を引き続き実現するため、限られた財源を有効に活用した行政サービスに取り組みますので、町民の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いします。

普通交付税の推移

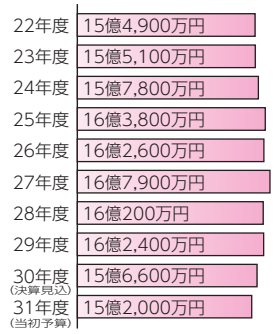

一般会計当初予算の推移

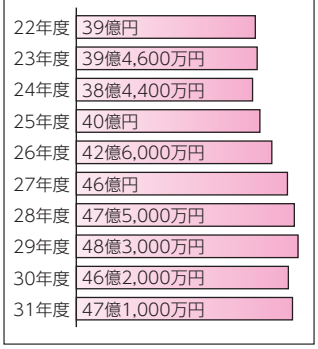

一般会計予算	47億1,000万円
特別会計予算	34億3,055万円
計	81億4,055万円

特別会計	国民健康保険事業	15億5,106万円
	後期高齢者医療事業	1億5,488万円
	介護保険事業	13億7,803万円
	住宅新築資金等貸付事業	1,294万円
	農業集落排水事業	3,954万円
	水道事業	2億9,410万円

一般会計　47億1,000万円の内訳

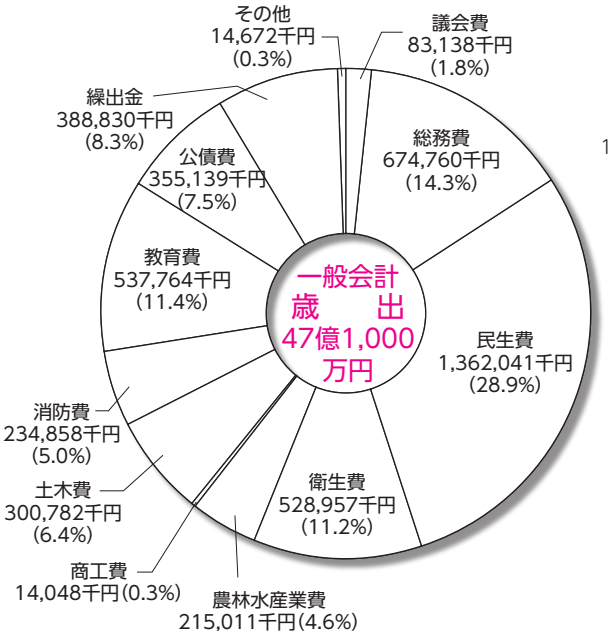

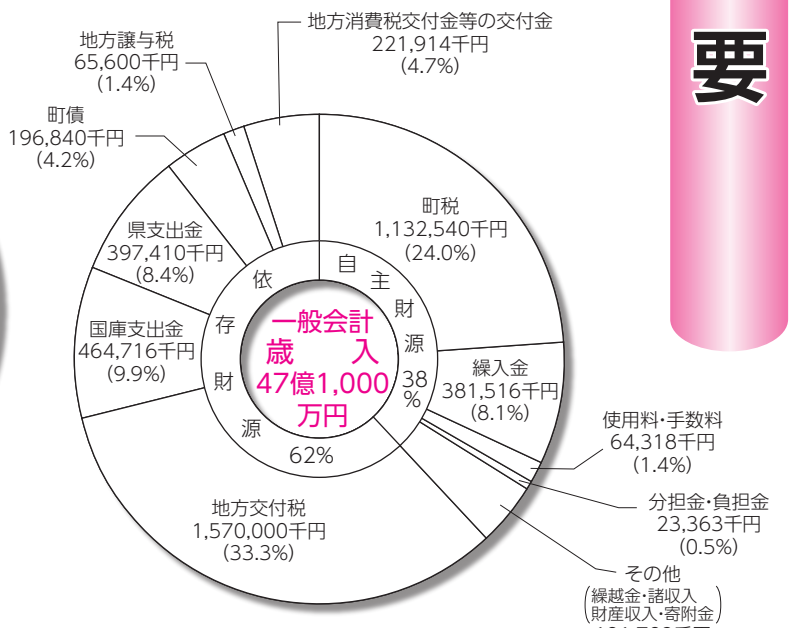

町民１人当たりが納める税金	町民１人当たりに使われる費用	１世帯当たりに使われる費用
約93,900円	約390,400円	約963,600円

H31. 2. 28現在
12,066人(4,888世帯)

図書館及び体育館の建設に関するアンケートの集計結果

図書館及び体育館建設に関するアンケートの集計結果を公表します。

■ **調査期間**　平成30年11月22日～11月30日
■ **調査対象**　町内に居住する中学生以上の町民の方より1,000名を無作為抽出
■ **回収状況**　393名の方からご回答をいただきました
■ **集計結果**

町内へ図書館の整備を行うことの必要性について

整備を行う必要があるが、他に優先すべきことがある	194
優先して整備を行うべき	104
整備は必要ない	78
回答なし	17

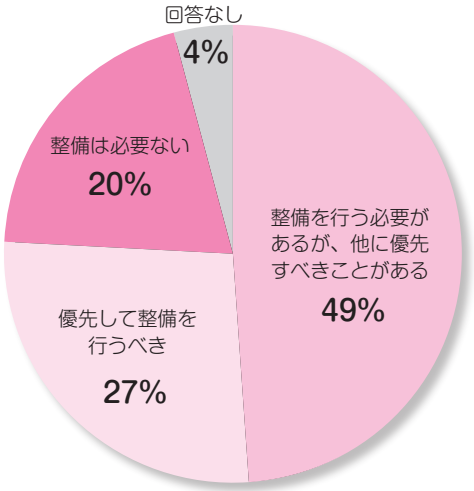

他にどのようなことを優先すべきであると思いますか

複数回答されている質問です（回答を行った216人の集計）

- 子育て環境の向上　74
- 教育支援　48
- 道路・公園等の整備　45
- 町民体育館の建設　45
- 防災・消防　40
- 地域福祉の充実　38
- 防犯・交通安全　31
- 商工業・観光の振興　24
- その他　16
- 農林業の振興　10
- 人権尊重・男女共同参画社会の推進　2

※回答を行わなかった人数　177

町内へ町民体育館の整備を行うことの必要性について

整備を行うべきであるが、他に優先すべきことがある	179
優先して整備を行うべき	123
整備は必要ない	67
回答なし	24

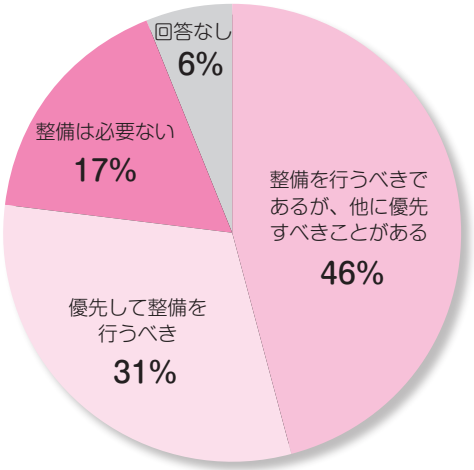

他にどのようなことを優先するべきであると思いますか

複数回答されている質問です（回答を行った199人の集計）

- 子育て環境の向上　72
- 教育支援　57
- 道路・公園等の整備　50
- 防災・消防　48
- 地域福祉の充実　47
- 図書館の建設　43
- 防犯・交通安全　33
- 商工業・観光の振興　29
- その他　16
- 農林業の振興　14
- 人権尊重・男女共同参画社会の推進　1

※回答を行わなかった人数　194

板野交通安全協会上板分会員募集中

板野交通安全協会上板分会では、上板町の交通安全を守るためのボランティアさんを募集しています。

板野交通安全協会上板分会とは

上板町役場や徳島板野警察署の交通安全行政に協力し、啓発活動による町内の交通安全推進に努めるボランティアの皆さんです。現在は一五名の分会員の方たちがご活躍されています。

活動内容

春と秋の交通安全運動期間中に、街頭立哨や通学路の安全点検を行っています。また、町内の幼稚園・小中学校において交通安全教室を実施したり、主要道路沿いや商業施設等で啓発グッズを配布するなど、交通安全を呼び掛ける広報啓発活動を行っています。

募集対象

年齢・性別問わず、上板町に住所を有する方

上板町の交通安全を守る活動に、あなたの力をぜひお貸し下さい！

お問い合わせ
上板分会事務局
（上板町役場企画防災課）
☎六九四－六八一四

危険ブロック塀等安全対策費用補助制度

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる災害を未然に防止するため、上板町内にある転倒・倒壊の危険性があるブロック塀等の建替え（撤去・新設）を行う方に対して、補助金の交付を行います。

1 補助対象要件

・施工業者が上板町内業者であり、翌年２月29日までに完了できる工事
・上板町耐震改修促進計画に位置付けられた道路等に面した危険なブロック塀として、安全対策が必要と判断されたもの　等
※詳しくは企画防災課までお問い合わせください

2 補助金額

撤去のみ …… 最大６万６千円
建替（撤去･新設） … 最大33万３千円
※撤去もしくは建替に要する費用の2/3を補助

3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付します。

4 申し込み手順

①　申し込みをお考えの方は、事前に企画防災課へご相談下さい。

②　企画防災課窓口に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて企画防災課に提出してください。
※上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできます

③　提出された書類を確認及び審査後に交付対象者に、後日決定通知書にてご案内をします。工事は、交付決定通知書が届いてから契約・着手してください。

● お問い合わせ ●　上板町役場　企画防災課　☎６９４－６８２４

住宅リフォーム補助事業制度を利用しませんか?

上板町民の皆様の住宅環境向上と地域経済活性化のため、町内施工業者を利用した個人住宅の修繕及び補修工事やバリアフリー対応工事などの住宅リフォーム工事に対して補助金の交付を行います。

対象工事

施工業者が上板町内業者であり補助対象工事費（税抜）が20万円以上で、翌年２月29日までに完了できる工事**（申し込み時点で工事着手済み及び工事完了済み物件は対象外）**
補助対象住宅は、自ら所有し居住している上板町内の住宅（集合住宅は専有部分のみ対象）

補助金額

最大20万円で、補助対象工事費（税抜）の30%

申込資格

・上板町に住所を有しており、町税等を滞納していない方。
・今回の工事について、過去に上板町の他の補助制度を受けていない、又は受けようとしない方。

募集件数

・予算範囲内（概ね15件）
応募者多数の場合は抽選になります。

申込手順

①　企画防災課の窓口に備え付けの上板町住宅リフォーム補助金交付申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて企画防災課に提出してください。
※上板町のホームページからも様式をダウンロードできます。
受付期間：
平成31月4月1日(月)から5月13日(月) まで

②　５月13日までに提出された書類を詳細確認及び審査後に交付対象者が決定され、その結果を後日通知にてご案内致します。

● お問い合わせ ●　上板町役場　企画防災課　☎６９４－６８２４

感震ブレーカー設置費用補助制度

地震発生による住宅火災を防ぐため、お住まいに感震ブレーカーを設置する世帯を対象に、その費用の一部に対し補助金の交付を行います。

1 補助対象者

上板町に住所を有する方で、町税等を滞納していない方

2 補助金額

最大２万円で、感震ブレーカーの購入費及び設置に要する費用の合計額の１／２

3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付します。

4 申し込み手順

① 家電販売店等にてご希望の感震ブレーカーを選んでいただき、店舗に見積書を出してもらい、企画防災課窓口に備え付けの補助金交付申請書に必要事項を記入の上、見積書の写しを添付して企画防災課に提出してください。
※上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできます

② 提出された書類の確認及び審査を行い、交付対象者に後日交付決定通知書にてご案内をします。

③ 交付決定通知書を受け取った後に、感震ブレーカーの購入・設置を行ってください。購入時、領収書も合わせてお受け取りください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎６９４－６８２４

防災士の資格取得費用を助成します

町では、「防災士」の資格取得に必要な研修（徳島県が実施）にかかる費用を全額補助しています。家族や地域を守るため防災士を目指しませんか。

対象経費

①講座の受講料
②試験の受験料
③防災士認証登録料

対 象 者

①上板町に在住の方
②上板町防災士会として活動していただける方

注意事項

・徳島県が実施する研修を受講する必要がありますので、お早めに企画防災課までご連絡ください。
・支払い時に必ず県職員から領収書を頂いてください。
・すでに資格を取得されている方は、１年以内に申請してください。

上板町防災士会って？

防災士の資格を取得された方々により結成された、防災ボランティア団体です。小中学生の防災教室、町や地域の防災訓練のお手伝いなど、今後起こり得る大災害に備え啓発活動を行っています。

申請方法等について、詳しくは企画防災課までお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎６９４－６８２４

木造住宅耐震化促進事業のご案内

今後30年以内に、70～80%の確率で起きる南海トラフ大地震に備え、町内の木造住宅耐震化促進事業を実施し、住宅の耐震性の向上を図ることを目的としていますので、ぜひご活用ください。

耐震診断支援事業

❶ 対象となる住宅
- 平成12年５月31日以前に着工された木造住宅（併用住宅、共同住宅、長屋、貸家も対象です）
- 在来軸組構法、伝統的工法及び枠組壁工法により建築された住宅
- 現在、居住しているもの（改修後、居住する予定の住宅も含みます）

❷ 受付期間 ・平成31年４月１日～12月27日

❸ 受付戸数 ・20戸

❹ 自己負担額
- 一戸建ての場合、３千円
- 二戸建ての場合、６千円

耐震補強計画支援事業

❶ 対象となる住宅
- 耐震診断で評点が1.0未満と判定された木造住宅

※耐震診断を受けられた時期が平成25年以前の場合は、再度耐震診断を行う必要があります

※耐震シェルター設置や住替え（除却）を予定している方はお申し込みはできません

❷ 受付期間 ・平成31年４月１日～12月27日

❸ 受付戸数 ・10戸

❹ 自己負担額 ・無料

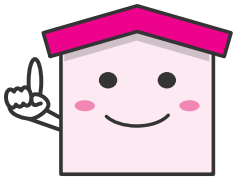

耐震改修支援事業

❶ 対象となる住宅
- 上板町が実施した耐震診断で評点が1.0未満と判定されたもので、改修後の評点が1.0以上になる木造住宅
- 改修後の住宅に感震ブレーカー（分電盤タイプ）を設置する住宅

※コンセントタイプ・簡易タイプは含まれません

❷ 受付期間 ・平成31年４月１日～12月27日

❸ 受付戸数 ・10戸

❹ 補助額 ・最大110万円
（100万円＋上乗せ10万円
補助率４／５以内）

※本格改修に係る費用が125万円以上で満額補助になります

住まいの安全・安心リフォーム支援事業

❶ 対象となる住宅
- 上板町が実施した耐震診断で評点が1.0未満と判定されたもので、リフォーム前と比較して、リフォーム後の評点を向上させる耐震補強工事又はそれに相当するもので町長が認める工事（持ち家は0.7以上、貸家は1.0以上に補強するものに限る）

❷ 受付期間 ・平成31年４月１日～12月27日

❸ 受付戸数 ・３戸

❹ 補助額 ・最大 50万円（40万円＋上乗せ 10万円　補助率4/5以内）

※上乗せ10万円する場合、上板町内に本店を有する業者が施工するものに限る

耐震シェルター設置支援事業

❶ 対象となる住宅
- 上板町が実施した耐震診断で評点が1.0未満と判定された木造住宅

❷ 受付期間 ・平成31年４月１日～12月27日

❸ 受付戸数 ・３戸

❹ 補助額 ・最大80万円（補助率4/5以内）

住宅の住替え支援事業（除去）

❶ 対象となる住宅
- 上板町が実施した耐震診断で評点が0.7未満と判定された木造住宅で住み替えるために住宅の全てを除去する工事に係る経費

※ただし、現に居住する木造住宅に限る

❷ 受付期間 ・平成31年４月１日～12月27日

❸ 受付戸数 ・３戸

❹ 補助額 ・最大30万円（補助率2/5以内）

※受け付け戸数になりしだい終了いたします。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎694－6824

上板町老朽危険空き家除却支援事業（平成31年度）

災害等により倒壊する恐れのある老朽化して危険な空き家の除却を行う場合に、一定の要件を満たす空き家については除却に要する費用の一部を助成します。

1 対象となる空き家

次の全ての要件を満たすものが対象空き家となります。

・現在使用されておらず、今後も居住する見込みのない老朽住宅
（併用住宅の空き家については床面積の過半が居住の用に供する部分である空き家とする）
・倒壊すれば接面道路等を閉塞し、避難・救助活動に支障をきたす恐れがあるもの
・事前の申込み及び実施を要する空き家判定業務（除却タイプの２次調査）の結果、老朽危険空き家に該当したもの
・町長が、倒壊の危険性がある老朽危険空き家として是正指導したもの

2 対象者

・老朽危険空き家と判定された空き家住宅の所有者、またはその管理について権限を有する者
・町税等の滞納がない者
※建物または土地に共有者がいる場合や、建物に所有権以外の権利者がいる場合には、原則として権利者全員の同意が必要です。

3 その他補助要件

・上板町内の建設業者もしくは解体工事業者と工事請負契約を締結すること
・工事の完了後、補助申請年度の２月末日までに工事完了報告書を提出すること

4 補助対象経費

・補助の対象となる経費は、老朽危険空き家の除却および処分に要する経費とする
・家財道具、機械、車両等の処分に係わるものは対象としない

5 補助金額

補助金額は、補助対象経費の４／５以内（1,000円未満は切り捨て）かつ80万円を限度とします。

6 事前相談

事業の実施を検討される場合は、事前相談として企画防災課までお越し下さい。

【平成31年度事業の事前相談受付期間】　平成31年５月７日（火）～平成31年７月31日（水）

7 空き家判定業務

事前相談の結果、補助対象要件を満たさない、もしくは満たす見込みがないと判断された場合を除き、補助事業の申請を希望される場合は、まず事業の対象としたい空き家について空き家判定業務（除却タイプの２次調査）の実施が必要になります。

【空き家判定業務申込受付期間】　平成31年５月７日（火）～平成31年８月１５日（木）

8 申請受付

空き家判定業務の結果、対象の空き家が老朽危険空き家に該当し、他の要件も満たす（見込みがある）場合は補助金の交付を申請することができます。

【補助金交付申請受付期間】　町からの指導文書到達後、平成31年10月31日（木）まで

※予算措置の件数を超える申請があった場合は、危険度の高いものから順に事業対象の優先順位を決定し、それでもなお順位を決定できない場合は、抽選により決定します。

9 注意事項

建物を除却することにより、住宅用地特例が適用されず、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。

● お問い合わせ ●　上板町役場　企画防災課　☎６９４－６８２４

上板町は住宅を取得し定住される人を応援します!

上板町定住促進「住宅取得応援助成金」

■ 助成の概要

他市町村に住所を有する方又は、住所は町内に有していても住宅を所有しない方が、定住のために上板町内に住宅を取得した場合に、上板町定住促進「住宅取得応援助成金」を交付します。

■ 対象となる要件

◆他市町村に住所を有する方又は、町内に住所を有するが住宅を所有しない方が、定住のために上板町内に宅地を取得又は借受けし、併せて住宅を取得した場合

◎上板町に定住する場合のみが対象です。
◎年齢制限、所得制限はありません。

■ 物件の要件

◆平成30年4月1日から平成35年3月31日までに自らが居住するために取得した住宅

◎新築住宅（建売住宅を含みます。）・中古住宅、いずれも対象になります。
◎店舗併用住宅等は、居住部分のみが対象です。
◎賃貸住宅は対象外です。
◎住宅は、所有権保存登記又は移転登記が完了している必要があります。
◎敷地（土地）は、取得の場合は所有権移転登記が、借受けの場合は貸借契約等が完了している必要があります。
◎敷地（土地）と住宅（家屋）の所有者が異なる場合、土地の固定資産税相当額は対象外とします。

◆床面積が50㎡以上から280㎡以下の住宅

◎併用住宅にかかる床面積は、居住の用に供する部分の面積とします。

■ 助成金の額

助成金の額は、対象住宅及び対象住宅に係る住宅用地に対して賦課及び納付された固定資産税額に相当する額とします。

◎住宅用地については所有権を有する場合のみが対象になります。

■ 助成の期間

助成の期間は、対象住宅を取得し、最初に到来する固定資産税賦課期日の属する年度以降5年間とします。

■ 交付申請

7月～翌年2月末の間

◎固定資産税納付後の申請になります。
◎助成金は年度毎の納付された固定資産税に対して交付されるものであるため、制度の利用を希望される場合は初回申請以降毎年度（最大5回）申請が必要です。
◎審査の結果助成金の交付を受けられない場合もあります。

※助成金の交付には他にも要件があります。詳しくは企画防災課までお問い合せ下さい。

● お問い合わせ ●
上板町役場　企画防災課　☎694－6824

徳島バス定期券購入費補助制度をご利用ください

上板町民の皆様の経済的負担の軽減と徳島バス利用促進のため、徳島バス定期券購入者に対して、補助金の交付を行います。

1 補助対象者

町内に住所を有する方で、町税等を滞納しておらず、町内のバス停留所を利用し、平成31年4月1日～翌年3月31日までに1ヶ月以上の徳島バス定期券を購入した方。

2 補助金額

徳島バス定期券購入費の1／2の金額

3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付します。

4 申し込み手順

① 徳島バスから路線バスの定期券をお買い求めください。購入時、領収書もあわせてお受け取りください。
② 企画防災課窓口に備え付けの補助金交付申請書に必要事項を記入の上、定期券と領収書の写しを添付して企画防災課に提出してください。
※上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできます。
③ 提出された書類を確認及び審査後に交付対象者に、後日決定通知書にてご案内をします。

● お問い合わせ ●　上板町役場　企画防災課　☎694－6824

国民健康保険税の改正について

平成三十一年度からの上板町国民健康保険税の税率を改正しましたのでお知らせします。

税率の改正について

医療給付費の資産割二五％（現行三〇％）に、均等割二万五千円（現行二万八千円）、平等割二万円（現行二万四千円）に改正します。
なお、その他の税率について改正はありません。

平成三十一年度国民健康保険税額の決定通知書は七月上旬に発送します。

平成31年度の国民健康保険税率		医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
所得割率	課税対象額	9.4%	2.5%	1.5%
資産割率	固定資産税額	25.00%	5.00%	5.00%
均等割額	加入者一人あたり	25,000円	6,000円	6,000円
平等割額	一世帯あたり	20,000円	6,000円	5,000円
課税限度額		610,000円	190,000円	160,000円

※課税対象額
加入者の前年中の総所得金額及び山林所得金額、譲渡所得金額などの合計から33万円を控除した額

※固定資産税額
加入者の平成31年度固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る分

税制改正に伴い、課税限度額及び保険税軽減範囲が変わります

課税限度額の引き上げについて

医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金に係る課税限度額を次のとおり引き上げます。

＜平成30年度課税限度額＞

医療給付費	58万円
後期高齢者支援金	19万円
介護納付金	16万円
計	93万円

↓

＜平成31年度課税限度額＞

医療給付費	**61万円**
後期高齢者支援金	19万円
介護納付金	16万円
計	**96万円**

低所得者に係る保険税軽減の拡充について

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げます。

＜平成30年度軽減判定所得＞

7割軽減 ＝ 33万円
5割軽減 ＝ 33万円＋27万5千円×被保険者数
2割軽減 ＝ 33万円＋50万円×被保険者数

↓

＜平成31年度軽減判定所得＞

7割軽減 ＝ 33万円（変更なし）
5割軽減 ＝ 33万円＋**28万円**×被保険者数
2割軽減 ＝ 33万円＋**51万円**×被保険者数

町税（料）の納期について

平成三十一年度の納期は次のとおりになっています。
納期内の納付にご協力よろしくお願いいたします。

税（料）目 / 納期	軽自動車税	町・県民税	固定資産税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料
1期	5月31日	7月1日	7月31日	7月31日	9月2日
2期		9月2日	9月30日	9月2日	9月30日
3期		10月31日	12月25日	9月30日	10月31日
4期		1月31日	3月2日	10月31日	12月2日
5期				12月2日	12月25日
6期				12月25日	1月31日
7期				1月31日	3月2日
8期				3月2日	3月31日

お問い合わせ
上板町役場　税務課
☎六九四－六八〇七

第50回記念上板町社会福祉大会が開催されました。

平成三十一年二月二十三日(土)上板町農村環境改善センター多目的ホールにおいて、第五十回記念上板町社会福祉大会が開催されました。

当日は、地域福祉関係者等が一堂に会し、今後の活動へ取り組む決意を新たにするとともに、永年にわたり、社会福祉の推進に功績のあった方々に表彰状・感謝状が贈呈されました。

これまでのご功績に深く感謝致しますとともに、今後とも社会福祉事業へのご協力をお願い申し上げます。

また、式典終了後、講師：鷲　春夫 氏（公益社団法人 徳島県理学療法士会 会長）による記念講演が「いきいき百歳体操（徳島版）～元気で長生きのまちづくり～」と題して行われ、体操を実践しながら笑いを交えた語りで、元気にいきいきとした自分らしい生活を送ることの重要さを伝えていただきました。参加された方々は、皆さま積極的に体操を行われ運動の大切さなどを実感しているようで、会場は活気にあふれる雰囲気に包まれました。

ご参加、ご協力いただきました皆様、大変ありがとうございました。

大会長表彰及び感謝状贈呈者

（敬称略）

《大会長表彰》

●第50回記念 特別表彰者（1名・2団体）

吉岡　義人（鍛冶屋原）
上板町老人クラブ連合会（団体）
上板町ボランティア連絡協議会（団体）

●社会福祉事業功労者（2名）

平野　シマコ（七條）
太居　登志枝（瀬部）

●老人福祉功労者（16名）

六車　ゑみ子（七條）
板東　みきゑ（七條）
有田　歡子（七條）
安田　登代（引野）
妹尾　郁子（引野）
阿彌司　朗（瀬部）
北橋　久子（瀬部）
多田　博一（高磯）
寶田　幸子（下六條）
加藤　満江（佐藤塚）
藤平　武子（神宅）
田村　房子（神宅）
森　ヨリエ（神宅）
森田　昭夫（西分）
福原　ハナ子（西分）
溝渕　繁子（西分）

●母子・父子福祉功労者（1名）

三木　房子（神宅）

《大会長感謝状贈呈》

●社会福祉事業協力者（2名・1団体）

若尾　啓子（神宅）
坂東　英誉（西分）
上板町消費者協会（団体）

介護保険からのお知らせ

介護保険料『仮徴収のお知らせ』の廃止について

前年度に引き続き、介護保険料を特別徴収（年金天引き）で納めていただく方については、年間保険料が確定するまでの間（四月・六月・八月）は、仮徴収分として、前年度の二月と同じ金額を年金から納めていただいています。

これまで、四月上旬に仮徴収の金額を記載した通知を発送しておりましたが、四月、六月及び八月分の保険料額については、二月分の金額と同額となるため、特別徴収継続（引き続き年金天引き）の方に対しては、平成三十一年度から『仮徴収のお知らせ』を廃止します。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

※年間保険料は六月に確定しますので、六月上旬までに全対象者に決定通知書を送付いたします。また、新たに特別徴収（年金天引き）となる方については、例年通り『仮徴収のお知らせ』を送付いたします。

お問い合わせ
上板町役場　福祉保健課
☎六九四－六八一〇

「高齢者外出支援タクシー料金助成事業」について

上板町では、自らの移動手段の確保が困難な高齢者の方がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成し、高齢者の日常生活における利便性の向上及び社会生活圏の拡大を図ることを目的として、４月１日より、高齢者外出支援タクシー料金助成事業を開始し、タクシー料金助成券を交付します。

タクシー料金助成券を希望される方は、毎年、申請が必要となります。

●助成対象者

上板町に住所を有し、かつ在宅で生活する 65 歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する方。

⑴　４月１日現在、満 80 歳以上の方（常に自動車を使用していない方）

⑵　運転免許証を自主返納した方

●申請手続き

対象者又は代理人が申請書に必要事項を記入し、役場福祉保健課へ提出してください。

※申請の際は、印鑑・本人確認書類（健康保険証等）を持参してください。なお、代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類を持参してください。

●助成内容

助成方法　タクシー料金助成券（１枚あたり 500 円）を 12 枚交付します。

※松島タクシーを利用の場合のみ使用できます。

助成期間　2019 年４月１日 ～ 2020 年３月 31 日

● お問い合わせ ●　上板町役場　福祉保健課　☎６９４－６８１０

「上板町敬老祝金支給事業」について

上板町では、高齢者に対し敬老の意を表すとともに、町民の敬老意識の高揚及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、平成３１年度より上板町敬老祝金支給事業を開始し、敬老祝金を支給します。

●支給対象者

上板町に住所を有し、次のいずれかに該当する方。

⑴　基準日（当該年９月１日）において、満８８歳の方。

⑵　当該年の４月１日から翌年３月 31 日までに満 99 歳又は満 100 歳に到達する方。

⑶　基準日（当該年９月 21 日）において、満 101 歳以上の方。

●申請手続き

満 88 歳の方は申請が必要となります。対象となる方には案内通知と申請書を送付いたしますので、対象者又は代理人が申請書に必要事項を記入し、役場福祉保健課へ提出してください。

※申請の際は、印鑑・本人確認書類（健康保険証等）・振込先の通帳写し（本人名義のもの）を持参してください。なお、代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類を持参してください。

※当該年度を超えての申請はできません。

●支給金額

満　８８歳の方	１０，０００円
満　９９歳の方	３０，０００円
満１００歳の方	５０，０００円
満１０１歳以上の方	１０，０００円

● お問い合わせ ●　上板町役場　福祉保健課　☎６９４－６８１０

保健師からのお知らせです

1．高齢者の肺炎球菌予防接種の費用助成について

肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防するためのものです。
接種を希望する方はかかりつけ医療機関へ申し込んでください。**（※要予約）**

⑴　定期接種対象者

上板町に住民票があり接種を希望する方で、
下記①～②に該当する方のうち、今までに肺炎球菌ワクチン接種を受けたことのない方。

①　平成31年度に下記年齢になる方

年齢	生年月日
65歳	昭和29年４月２日生 ～ 昭和30年４月１日生
70歳	昭和24年４月２日生 ～ 昭和25年４月１日生
75歳	昭和19年４月２日生 ～ 昭和20年４月１日生
80歳	昭和14年４月２日生 ～ 昭和15年４月１日生
85歳	昭和９年４月２日生 ～ 昭和10年４月１日生
90歳	昭和４年４月２日生 ～ 昭和５年４月１日生
95歳	大正13年４月２日生 ～ 大正14年４月１日生
100歳	大正９年４月１日生以前にお生まれの方

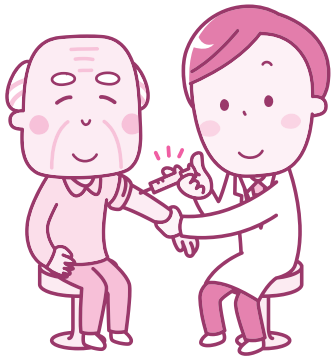

②　60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

⑵　自己負担額

4,000円（接種費用から公費負担を除いた金額です。）
※ただし、生活保護世帯の方は町が発行する「高齢者の肺炎球菌予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

⑶　接種可能期間

平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日まで

※　町からの費用助成の対象となるのは、この期間中の1人1回のみです。
この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種（全額自己負担）となりますので、ご注意ください。

⑷　そ　の　他

今年度助成の対象となる方へは４月に個別通知を送付いたします。
通知を紛失した場合、下記までお問い合わせください。

⑸　お問い合わせ

上板町役場　福祉保健課（☎ 694－6810）

2．麻しん風しん混合（麻しん・風しん単独も可）予防接種について

春先から初夏にかけて風しんが流行しやすい時期です。
予防接種により風しんを予防しましょう！

麻しんは麻しんウイルスの空気感染によって起こります。感染力が強く、発熱、せき、鼻汁、めやに、発疹を主症状とします。主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。

風しんは風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。軽い風邪症状で始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。合併症として、関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などがあります。

定期接種の該当者は以下の通りです。確実に予防するために２回の予防接種が必要ですので、通知を受け取ったら早い時期に受けてください。

第１期：１歳児　　第２期：小学校入学前1年間の幼児

● お問い合わせ ●　上板町役場　福祉保健課　☎６９４－６８１０

手話奉仕員養成講座（入門課程）受講生募集

聴覚障がい者の生活および障がいについての理解と認識を深め、身近に聴覚障がい者と円滑な日常会話ができる程度の手話表現技術の習得を図ることを目的とします。

■対象者　町内在住で十八才以上　初めて手話を学ぶ方

■日時　平成三十一年五月十一日～平成三十一年十月五日の毎週土曜日　十三時三十分～十五時（予定）　全二十一回

■場所　福祉ホーム　リズム一階地域交流ホール　板野郡藍住町矢上字安任五六－五

■募集人員　二〇名

■受講料　無料　テキスト代のみ実費負担（三、二四〇円　税込）

■申込締切　四月二十六日（金）

■申込方法　受講を希望される方は、電話・ＦＡＸにてお問合せください。

【お問い合わせ・お申し込み】
社会福祉法人　凌雲福祉会
障がい者生活支援センター　凌雲
TEL ○八八－六九三－一一一七
FAX ○八八－六九二－六七七六

障がいのある方への総合的な相談・支援を行っています。

板野郡で委託している相談支援事業所は次の七か所です。生活のこと、障がいに関すること、困っていること、悩んでいること、福祉サービスの利用など、なんでもお気軽にご相談ください。秘密は守ります。（相談は無料です。）

名　称	所在地	連　絡　先
愛育会地域生活総合支援センター	松茂町	TEL 699－4143　FAX 699－8704
相談支援事業所　仁栄会	松茂町	TEL 699－5390　FAX 699－5425
障がい者生活支援センター凌雲	藍住町	TEL 693－1117　FAX 692－6776
マザーグースの家指定相談支援事業所	板野町	TEL 672－3595　FAX 672－3877
障害者支援施設あおばの郷	上板町	TEL 694－5777　FAX 694－5779
地域活動支援センターことじ	上板町	TEL 694－6606　FAX 694－6606
地域活動支援センターオリーブの木	鳴門市	TEL 685－5524　FAX 685－5497

障がい者に対する虐待のご相談は
障がい者虐待防止センター凌雲　☎ 693 － 1140 へ
※通報者や届出者の情報が、外部に漏れることはありません。

4/27～5/6 県内各医療機関の一般外来診療実施予定について

４月27日(土)から５月６日(月)までの期間における医療機関の診療予定については、県のホームページ「医療とくしま」でご確認ください。

https://anshin.pref.tokushima.jp/med/docs/2019031200011/

＊詳しくは、上板町役場 福祉保健課(☎694－6810)までお問い合わせください。

①この期間中の在宅当番医は、きたじま田岡病院（698－1234）となっております。16 ページをご覧ください。

②小児医療救急体制については、下記のとおりです。

	徳島市夜間休日急病診療所（622－3576）	県立中央病院（631－7151）
4/27	19:30～22:30	22:30～8:30
4/28～5/6	9:00～22:30	22:30～8:30

4月　保健行事予定表

Ⅰ　健康相談・健康教育

月／日	時　　間	場　　所	内　　容	担　　当
4／2	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士
5／7	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師

Ⅱ　乳幼児健康診査

1．乳児健康診査

月／日	受付時間	場　　所	内　　容	該　当　者
4／3	13：10～14：00	農村環境改善センター	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	平成30年5月6月11月12月生

2．股関節脱臼検診・ブックスタート

月／日	受付時間	場　　所	内　　容	該　当　者
4／10	8：45～9：00	農村環境改善センター	股関節脱臼検診・ブックスタート	平成30年11月24日～平成31年2月10日生

3．のびのび子育て教室

月／日	受付時間	場　　所	内　　容	該　当　者
4／19	9：00～9：20	農村環境改善センター	離乳食教室、赤ちゃんの成長発達・事故予防・予防接種について	平成30年11月24日～平成31年2月10日生

平成31年4・5月分〈4/1～5/10まで〉 在宅当番医

市外局番は（088）です。

■担当時間■　平日18：00～22：00　　休日9：00～22：00

4月	1(月)	ファミリークリニックしんの	672－5148
	2(火)	みやざき内科診療所	672－6618
	3(水)	井内内科	694－5353
	4(木)	野田（泰）医院	694－2009
	5(金)	野田（五）医院	694－2008
	6(土)	中川整形外科	641－2288
	7(日)	かまだ眼科	678－8585
	8(月)	友成医院	694－5515
	9(火)	井関クリニック	637－6066
	10(水)	上板整形外科クリニック	637－6600
	11(木)	川原眼科	694－8388
	12(金)	浦田病院	699－2921
	13(土)	稲次病院	692－5757
	14(日)	吉野川病院	698－6111
	15(月)	芳川病院	699－5355
	16(火)	井上医院	699－8070
	17(水)	春藤内科胃腸科	699－3777
	18(木)	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699－2787
	19(金)	かまだ眼科	678－8585
	20(土)	浜病院	692－2317
4月	21(日)	片山医院	698－2625
	22(月)	高田整形外科病院	698－8689
	23(火)	三木クリニック	698－5157
	24(水)	有住内科クリニック	698－8655
	25(木)	堀口整形外科	698－5111
	26(金)	藤本クリニック	698－0303
	27(土)	安芸内科	692－6111
	28(日)	きたじま田岡病院	698－1234
	29(月)	きたじま田岡病院	698－1234
	30(火)	きたじま田岡病院	698－1234
5月	1(水)	きたじま田岡病院	698－1234
	2(木)	きたじま田岡病院	698－1234
	3(金)	きたじま田岡病院	698－1234
	4(土)	きたじま田岡病院	698－1234
	5(日)	きたじま田岡病院	698－1234
	6(月)	きたじま田岡病院	698－1234
	7(火)	越智内科胃腸科	698－3111
	8(水)	平野内科	698－8060
	9(木)	山田外科内科	698－5500
	10(金)	吉野川病院	698－6111

担当時間以外の深夜の救急

きたじま田岡病院	698－1234	全日対応ですが、要確認
稲次病院	692－5757	水曜日、土曜日は受診前に要確認
東徳島医療センター	672－1171	対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

平成31年度母子家庭の母・父子家庭の父及び寡婦のための「就業支援講習会」募集案内　受講料 無料

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の就業を支援し、自立と生活の安定を図るため、就業に役立つ技能の習得や、資格を取得するための就業支援講習会を開催します。

受講対象者：母子家庭の母及び父子家庭の父（配偶者の暴力により、親と子で避難をしている等、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない方を含みます。）並びに寡婦。
なお、講習会が定員に満たない場合は、母子家庭及び父子家庭の子も受講できる場合がありますのでお問い合わせください。

科目／日程：平成31年度就業支援講習科目と開催日のとおり

場　　所：徳島市中昭和町１丁目２番地　徳島県立総合福祉センター他

受 講 料：無料（テキスト等に要する費用は、受講者負担となります。）

申込方法：所定の申込書に必要事項を記入し、印鑑持参の上、本人が次の申込先へお申し込み下さい。
※介護職員初任者研修申込者は、運転免許証等、本人確認ができるものが必要です。

〈講習科目と開催期間等〉

科目		開催期間	時間・申込締切日	内容
介護職員初任者研修		6月9日(日)～11月10日(日) 9:30～16:30 (講義・演習15日／実習1日)	定員：20名 申込締切日 5月30日(木)	介護職員初任者としての資格を取得するための講習 (130時間)
医療事務講習		7月6日(土)～11月10日(日) 10:00～16:00 (土曜7日・日曜8日)	定員：20名 申込締切日 6月25日(火)	医療事務の検定受検に必要な知識と技能を習得するための講習
観光英語検定3級		8月25日(日)～10月12日(土) 10:00～16:00 (土曜3日・日曜4日)	定員：20名 申込締切日 8月8日(木)	旅行・観光・ホテル・レストラン等の現場で活躍でき、実務に必要な知識とスキルを習得し資格取得するための講習
パソコン講習	SNS・Word・Excel・PowerPoint活用講座 平日コース (徳島県立総合福祉センター)	第1回　5月15日(水)・17日(金) 22日(水)・24日(金)・29日(水) 10:00～16:00　計5回	定員：20名 申込締切日 5月13日(月)	日商PC検定3級対策 SNS、会計帳簿作成、プレゼン資料作成、住所録作成、あて名印刷、名刺作り
		第2回　6月5日(水)・7日(金) 12日(水)・19日(水)・21日(金) 10:00～16:00　計5回	定員：20名 申込締切日 6月3日(月)	日商PC検定3級対策 SNS、会計帳簿作成、プレゼン資料作成、住所録作成、あて名印刷、名刺作り
	パソコン活用講座 in 阿南 (阿南市富岡公民館)	7月2日(火)・4日(木) 9日(火)・11日(木)※予定 19:00～20:30　計4回	定員：10名 申込締切日 6月25日(火)	SNSについて知ろう 会計帳簿作成、画像編集や加工 住所録作成、あて名印刷、名刺作り
	パソコン活用講座 in 三好 (東みよし町三好東部福祉センター)	7月17日(水)・24日(水) 31日(水)・8月7日(水) 19:00～20:30　計4回	定員：10名 申込締切日 7月10日(水)	SNSについて知ろう 会計帳簿作成、画像編集や加工 住所録作成、あて名印刷、名刺作り
	SNS・Word・Excel・PowerPoint活用講座 土日コース (徳島県立総合福祉センター)	第1回　6月9日(日)・15日(土) 22日(土)・30日(日) 10:00～16:00　計4回	定員：20名 申込締切日 6月3日(月)	SNSについて知ろう 会計帳簿作成、画像編集や加工 住所録作成、あて名印刷、名刺作り
		第2回　9月1日(日)・8日(日) 21日(土)・28日(土) 10:00～16:00　計4回	定員：20名 申込締切日 8月26日(月)	SNSについて知ろう 会計帳簿作成、画像編集や加工 住所録作成、あて名印刷、名刺作り
	SNS・Word・Excel・PowerPoint活用講座 夜間コース (徳島県立総合福祉センター)	第1回　6月5日(水)・7日(金) 12日(水)・14日(金)・19日(水) 19:00～21:00　計5回	定員：20名 申込締切日 5月23日(木)	SNSについて知ろう 会計帳簿作成、画像編集や加工 住所録作成、あて名印刷、名刺作り
		第2回　9月4日(水)・6日(金) 11日(水)・13日(金)・18日(水) 19:00～21:00　計5回	定員：20名 申込締切日 8月26日(月)	SNSについて知ろう 会計帳簿作成、画像編集や加工 住所録作成、あて名印刷、名刺作り
就職支援セミナー		5月15日(水)・6月5日(水) 6月9日(日)・7月6日(土) 8月25日(日)・9月1日(日)	10:00～ 12:00	職場でのトラブル回避法 心のケア方法
		11月10日(日)	13:30～ 16:30	

お問い合わせ
お申し込み

公益財団法人　徳島県母子寡婦福祉連合会
〒770-0943　徳島市中昭和町１丁目２番地　県立総合福祉センター２Ｆ
TEL：088－654－7418・7414　FAX：088－654－7414　担当：池田

農用地区域除外申請の受け付けについて

農用地区域内の農地を**農地以外に転用**する場合は、農用地区域除外申請が必要です。

受付期間　平成31年４月１日(月) ～ ４月26日(金)

(土日祝は含まない)

申請書は、役場 産業課窓口でお受け取りになるか、町ホームページからダウンロードしてください。

農用地区域内の農地を農地以外に転用する場合は、上板町が農用地利用計画を変更し、農用地区域から除外を行ったうえで、農地転用の許可を受ける必要があります。

農用地区域除外は、町が農業振興上の観点からその必要性を判断し行いますが、申請された農地がすべて認められるわけではなく、申請の内容と町の農用地区域除外の考え方が一致した場合に除外することができます。

区域除外は、次の要件（１～５）を**すべて満たす**場合に限り除外されます。

要件１　その土地を転用することが必要かつ適当（緊急性・他法令許認可の見込みがある）であって、 ほかに代替すべき土地がないこと。

要件２　除外することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

要件３　除外することにより、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

要件４　除外することにより、農用地区域内の土地改良施設（排水施設、農道等）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

要件５　土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して８年を経過していること。

（注１）土地改良事業が行われた農地は、事業がなされていない農地と比較して明らかに営農条件に優れており、公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間農用地として確保する必要がある。

（注２）土地改良事業完了後８年経過した土地であっても、上記要件がすべて満たされない場合及び町が地域農業の振興を図るうえで、農地として確保すべきと判断した場合は、除外が認められない。

除外が承認されるまでの事務スケジュール　概ね申請月から６ヶ月程度

申請 ➡ 農業振興地域整備協議会にて協議 ➡ 農業委員会の意見聴取
➡ 県との事前協議 ➡ 農用地利用計画変更案の公告･縦覧(30日間･住民の意見聴取)
➡ 農用地利用計画変更案に対する異議申出期間（15 日）➡ 県との変更協議
➡ 県の同意 ➡ 変更公告 ➡ 除外の承認（申請者通知）

● お問い合わせ ●　上板町役場　産業課　☎６９４－６８０６

上板町藍生産力向上事業について

「上板創生プロジェクト」の一環として、上板町の特産物である藍の栽培面積の維持・増加及び新規に藍栽培を開始する農業者に対し支援を行い、藍生産力の維持・強化を図ります。

1 交付対象者

上板町内に住所又は事務所の所在地をおく農家または法人のうち、

① 既存の藍作付面積の維持或いは増加に寄与し、原則として町内のすくも生産農家に藍葉として出荷した者、又は自家使用のために栽培している者。

② 新規に藍の栽培を開始し、町内のすくも生産農家に**乾燥させた藍葉として出荷した者**、又は自家使用のために栽培している者。

2 補助金の種類

変わりました!!

A 平成31年に藍の作付けをする者に対する交付

今年の藍の作付けに対して・・・ **1万円／10アール**

B 作付面積の増加、又は新規に藍作付けを開始する者に対する交付

昨年の作付面積から今年の作付面積が増加、又は今年から新規に藍の作付けを開始した **3万円／10アール**

注）左記Bの増加面積については、今年の藍作付面積の計から、前年度の藍作付面積の計を除いた面積を増加分とします。
なお、新たな農地借受け、又は農地購入による増加でなく、農地のローテーション等による面積増についても同様に増加分とします。

3 補助金交付要件等

※ 交付を受けようとする者は、すくも生産農家との出荷・販売等に関する契約書及び栽培農地の場所等（栽培農地一覧）の写し、誓約書を添えて申請が必要です。

※ 対象となる栽培農地は、原則として所有権又は利用権等の権利を有している農地とするため、申請時点で権利設定のない自家所有以外の農地については、所有権又は利用権等の権利を有するよう努めることとします。

※ 藍を出荷・販売、又は自家利用した後は、速やかに実績報告書により町への報告が必要です。

申請等については、上板町役場産業課までお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎６９４－６８０６

合併処理浄化槽設置補助

町外から転入し、合併処理浄化槽を新設した方、及び単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽へ転換した方に対して、補助金を交付しています。
また、単独処理浄化槽や汲取り槽を撤去した場合についても補助を実施しています。

●合併処理浄化槽設置補助

人　槽	新設（補助限度額）	転換（補助限度額）
5人槽	169,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	276,000円	548,000円

●撤去費補助

区　分	補助限度額
単独槽撤去	90,000円
汲取り槽撤去	90,000円

◎受付期間

平成31年４月１日～平成31年11月30日

※補助予定数に達した場合、期間内であっても受付を締め切る場合があります。

● お問い合わせ ● 上板町役場 環境保全課 ☎ 694 － 6813

軽減税率対策補助金が用意されています

今年の十月一日に予定されている消費税率引上げの際には、軽減税率制度が実施され、税率八％と一〇％、双方の商品を取り扱う事業者は様々な対応が必要となります。

こうした事業者を支援するため、国において軽減税率に対応するためのレジや受発注システム、請求書の発行を行うシステムの改修・導入に対する補助金が用意されています。早めに対応していただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

（詳しくは、軽減税率対策補助金事務局 http:kzt-hojo.jp/ または 電話 〇一二〇－三九八－一一一（※独立行政法人 中小企業基盤整備機構が設置する回線です。）まで。）

きょうもあしたも、仕事に育児に手一杯。日本、ましてや世界のことなんて考えられなーい！エシカル消費ってなに？無理無理。。

そんな

子育て奮闘中のあなたも

知らないうちに

エシカルってる！

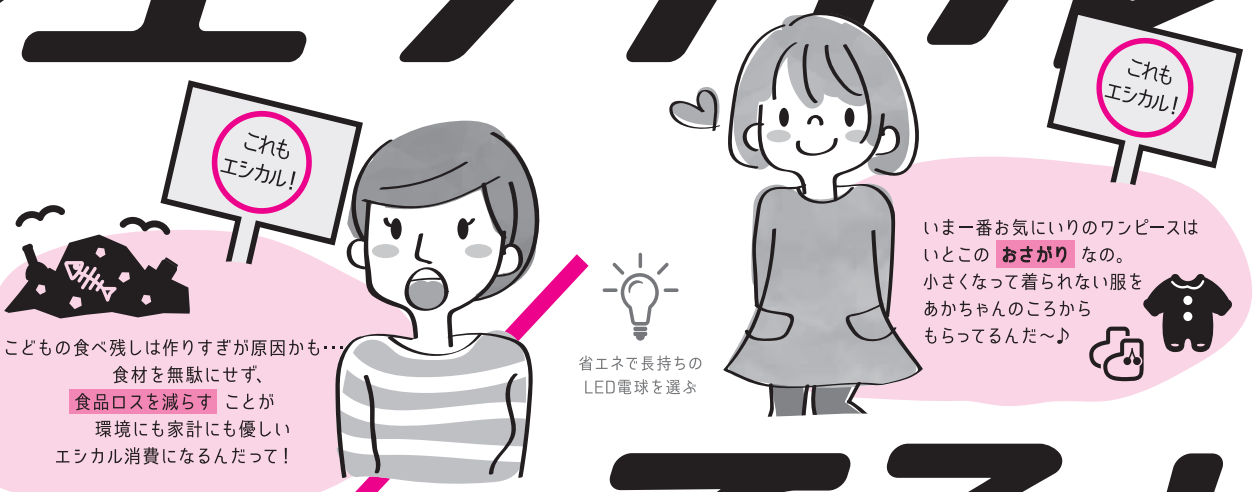

こどもの食べ残しは作りすぎが原因かも…
食材を無駄にせず、
食品ロスを減らす ことが
環境にも家計にも優しい
エシカル消費になるんだって！

省エネで長持ちの
LED電球を選ぶ

いまー番お気にいりのワンピースは
いとこの **おさがり** なの。
小さくなって着られない服を
あかちゃんのころから
もらってるんだ〜♪

こどもの
カトラリーを
持ち歩く

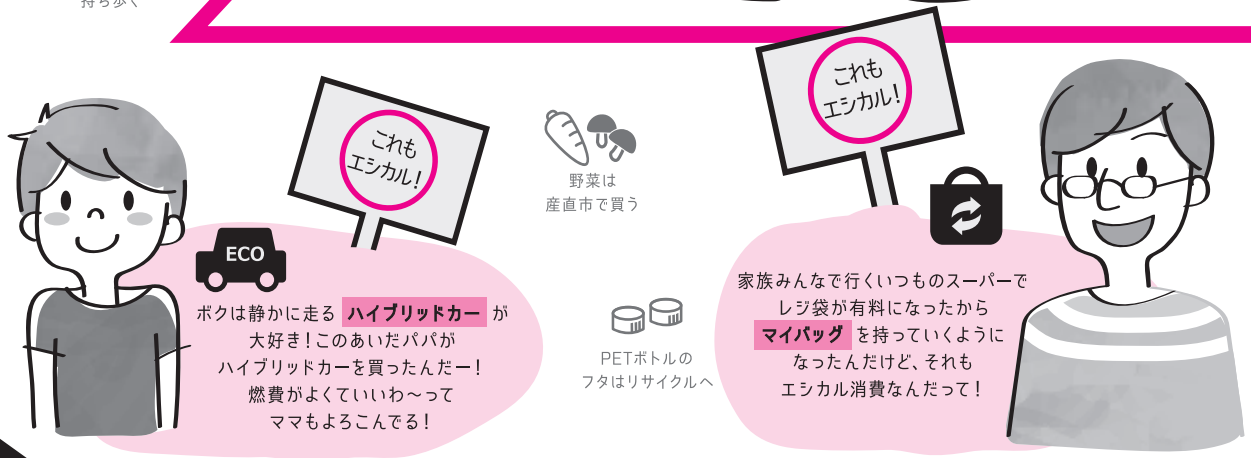

野菜は
産直市で買う

ボクは静かに走る **ハイブリッドカー** が
大好き！このあいだパパが
ハイブリッドカーを買ったんだー！
燃費がよくていいわ〜って
ママもよろこんでる！

PETボトルの
フタはリサイクルへ

家族みんなで行くいつものスーパーで
レジ袋が有料になったから
マイバッグ を持っていくように
なったんだけど、それも
エシカル消費なんだって！

それは

子どもの未来につながる消費

「エシカル消費」とは…

「エシカル消費」は「倫理的消費」とも言われ、消費者が環境、人や社会、地域に配慮しながら消費を行い、環境問題や社会問題などの社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援することです。
お互いを思いやる消費が社会を変え、将来の子ども達が住みよい社会や地球環境の実現につながります。

環境や社会に配慮している製品であること判断する一つの方法として認証マークがあります。

※認証制度はほかにも多数あり、これらはその一例です。

徳島県危機管理部 消費者くらし安全局
消費者くらし政策課 消費生活創造室
088-621-2499

awaethical
とくしまのエシカル情報を発信中！

平成31年度
老人福祉センター講座・介護予防教室・健康づくり事業のご案内

上板町社会福祉協議会では、高齢者の方々が、健康の保持増進を推進し、趣味を生かした介護予防を目的とした下記講座・教室を開催いたします。ぜひ皆さん、お友達を誘ってご参加下さい。

≪上板町老人福祉センター講座≫

福祉センター講座	定員	受　講　日	時　　間	場　　所	開 講 日
短　歌　講　座	20名	月１回　第３火曜日	10:00～11:30	老人福祉センター	５月21日(火)
俳　句　講　座	20名	月２回　第２・４火曜日	13:30～15:00	老人福祉センター	５月14日(火)
たのしい手芸教室	20名	月２回　第２・４水曜日	10:00～11:30	老人福祉センター	５月８日(水)
陶　芸　教　室	20名	月２回　第１・３金曜日	9:30～12:00	老人福祉センター	５月10日 (第２金)
健　康　運　動	30名	月２回　第１・３木曜日	13:30～15:00	老人福祉センター	５月16日(木) ５月１回

受講料は無料ですが、実習材料費は個人の負担（実費）となります。

≪介護予防事業≫

受講対象者 … 65歳以上で介護予防教室への参加を希望される方に栄養、歯科、運動の項目について、現在の生活状況がわかるアンケートを実施して頂きます。その結果、多くの項目に該当し、生活機能の維持改善のため、見直しが必要とみなされた方が対象となります。

	定員	受講日	時　間	場　所	開講日
介護予防教室	30名	７月～９月（３か月間） 毎週火曜日 8/13 は休み	栄養教室 9:30～10:10 歯科教室 10:20～11:00 運動教室 11:10～11:50	老人福祉センター	７月２日(火)

◎送迎を希望される方は 50 円を自己負担していただきます。
◎申し込み締め切りは４月末日とさせていただきます。
◎振り返り講習日（２回）　① 2019 年 12 月３日（火）　② 2020 年３月３日（火）

≪健康づくり事業≫

講　座　名	定員	受　講　日	時　　間	場　　所	開 講 日
みんなでからだ元気！	30名	月１回　第１月曜日	10:00～11:00	東老人集会所	５月13日(月)
みんなでからだ元気！	30名	月１回　第２金曜日	10:00～11:00	西老人集会所	５月10日(金)
みんなでからだ元気！	30名	月１回　第３金曜日	10:00～11:00	西分老人集会所	５月17日(金)
みんなでからだ元気！	30名	月１回　第４金曜日	10:00～11:00	南老人集会所	５月24日(金)
太　極　拳	20名	月１回　第２木曜日	10:00～11:30	西分老人集会所	５月９日(木)
太　極　拳	20名	月１回　第４木曜日	10:00～11:30	南老人集会所	５月23日(木)
笑　い　ヨ　ガ	20名	月１回　第３土曜日	10:00～11:00	西分老人集会所	４月20日(土)

※受講資格、上板町内在住で、老人クラブ会員及び一般の方々。

● お申し込み・お問い合わせ ●　　上板町社会福祉協議会事務局　☎６９４－６１５５

上板町中央公民館講座閉校式・発表会

平成31年３月10日(日)上板町中央公民館大会議室において、平成30年度上板町中央公民館講座閉校式及び発表会を行いました。９演目１展示で行われ、書道展示や歌、舞踊、語学講座による劇など、日ごろの学習の成果を発表されました。

出演者は一生懸命演じ、会場は熱気に満ちあふれる発表会になりました。

平成31年度 中央公民館各種講座案内

上板町中央公民館では、次の講座を開講します。
豊かで生きがいのある人生を送るため、あなたも受講してみませんか？

■ 新規講座

No	講座名	定員	学習日と場所	講師名	対象
11	日本舞踊 阿波踊り	20	第１・３土曜：月２回　13:30～　第３会議室	平野　シマコ	３歳～成人

■ 継続講座

No	講座名	定員	学習日と場所	講師名	対象
1	英会話(初心者対象)	25	毎週月曜：月４回　19:00～　第２会議室	中学校英語指導助手 フロスト　ダニエル	成人
2	英会話(中級程度)	25	毎週月曜：月４回　20:10～　第２会議室		
3	中国語	25	毎週火曜：月４回　19:30～　第２会議室	近藤　珠梨	成人
4	日本舞踊	30	第２・４水曜：月２回　19:30～　第３会議室	西條　澄子	成人
5	書道	25	第１・３水曜：月２回　19:30～　第１会議室	永井　厚子	高校生以上
6	民謡	30	第１・３金曜：月２回　14:00～　試食室	岸上　恭子	成人
7	詩吟	25	第２・４金曜：月２回　19:30～　第１会議室	原田　重利	成人
8	詩吟	20	第１・３木曜：月２回　19:30～　第１会議室	西條　陽一	成人
9	童謡を歌おう	50	第１・３金曜：月２回　19:30～　大会議室	佐々木　孝枝	小学生～成人
10	三味線	20	第１・３木曜：月２回　10:00～　試食室	杵家　弥津穂	成人

○**合同開講式を５月14日(火)19：00より、中央公民館大会議室にて行います**ので、受講を希望される方は出席をお願いします。各講座の初回開講日は合同開講式にてお伝えいたします。

■申込み方法
上板町中央公民館事務局（教育委員会内）に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、４月26日(金)までに提出してください（郵送可）。
申込書は、上板町ホームページ https://www.townkamiita.jp/docs/2019031400015/ からもダウンロードすることができます。
電話や指定申込書以外の受付は行っていません。

■窓口受付時間
平日の午前８時30分～午後５時

■受講料
無料　※実習材料費等は個人負担

■受講資格
上板町内在住・在勤、積極的な学習意欲のある方

■注意事項
前年度受講者も申し込みできますが、初めての方を優先します。定員に達し次第受付を終了します。また、申込人数が５名以下の場合、開講できないことがあります。
童謡を歌おう講座は夜間に開講のため、小学生以下の受講の際は必ず保護者の方と一緒に受講してください。

■その他
「興味がある」「今後受けてみたい」等の講座がありましたら、ぜひお知らせください。講座開設の参考とさせていただきます。

平成31年度　上板町文化センター　講座受講生募集

講　座　名	受講日	開始時間	受講料	準備物	講師名	会場
生活習慣病予防体操教室	毎月第１火曜日	午後１時30分	無　料	上靴 バスタオル 飲料水	関本　真美	第１分館
フィットネスヨガ教室	毎月第３火曜日	午前10時30分	無　料		関本　真美	第１分館
フラダンス教室	毎月第２・３金曜日	午後２時	月 1,000円		松本　美穂	文化センター
生け花教室（桑原專慶流）	毎月第２・４木曜日	午後１時30分	花代 １回　800円	花器・剣山 ハサミ 筆記用具	川崎　富枝	文化センター
書道教室（小・中学生対象）	毎週水曜日	午後５時15分	会報誌 月 600円	書道道具	岡本　恵治	第１分館
パッチワーク教室	毎月第２火曜日	午後１時30分	材料代実費	裁縫道具	眞鍋　美喜	文化センター
健康ヨガ教室	毎月第１木曜日	午後１時30分	無　料	タオル	尾崎ひとみ	第１分館
日本舞踊教室	毎週火曜日	午後１時30分	無　料		平野シマ子	文化センター
スポーツ吹矢教室	毎月第１・３水曜日	午前９時	無　料	吹矢道具	日野　繁子	文化センター
吊し飾り教室	毎月第１・３水曜日	午後１時30分	材料代実費	裁縫道具	上原千代子	文化センター
古典講座（源氏物語）	毎月第２日曜日	午後１時30分	月 500円	古語辞典 ノート 筆記用具	野村千恵子	文化センター
太極拳教室(午前の部)	毎週火曜日	午前10時	月 3,000円	タオル 飲料水	盛下のぶ子	文化センター
太極拳教室(午後の部)	毎月第１・３木曜日	午後７時30分	月 1,500円	タオル 飲料水		
よみっこ広場	毎月第１・３水曜日	午前10時	無　料			文化センター
笑いヨガ	毎月第２日曜日	午後３時30分	無　料	タオル 飲料水	坂東　公子	文化センター
いきいき百歳体操教室	毎週木曜日	午後１時30分	無　料		理学療法士	文化センター
オカリナ教室	毎月第１・４金曜日	午後１時30分	無　料		松尾　義和	文化センター
大正琴教室	毎月第２・４水曜日	午後１時30分	月　3,240円 入会金　1,500円＋税 年会費　2,500円＋税		金井　宏美	文化センター

《お申し込み・お問い合わせ》上板町文化センター（☎ 694－3020）

平成31年度　馬道会館受講生募集

講座名	受講日	開始時間	講師	内容・持参する物・材料費		締め切り日
ペン習字教室	毎月第１・３水曜日	午後７時30分	佐藤　千種	ペン、昇級テスト代（受験者のみ）他		随時
フラワーデザイン教室	毎月第３木曜日 初回４月18日(木)	午後１時30分	近藤佐起江	季節のアレンジメント 花ばさみ、新聞紙	4月～9月 6回 12,000円	４月11日(木)
寄せ植え教室	４月24日(水)	午後１時30分	花　由	ハイバーリウム	2,000円	４月19日(金)
押し花教室	毎月第４月曜日	午後１時30分	近藤佐起江	季節の花を押してみよう	額代	随時
手まり作り教室	毎月第２木曜日	午後１時30分	中山　和子	裁縫道具	材料代	随時

■その他相談事業

くらしの保険相談	５月28日(火) 奇数月 第４火曜日	午後１時30分	吉岡　運生	年金・健康保険・失業保険 労災保険・交通事故 生命保険・住宅ローン等	無料	

《お申し込み・お問い合わせ》馬道会館（☎ 694－4868）

上板ふれあいクラブ

平成31年度　会員募集中！

日曜・祝日休み

教　室　名	開設日時	会　　場	指導者等	備　考
①キッズサッカー	第２・４月曜日 19:00～20:00	東光小学校体育館	多富義和 町スポーツ推進委員	４歳～ 小学３年
②からだスッキリエアロ	毎週火曜日 13:30～14:30	上板ふれあいクラブ （ＩＴセンター内）	矢野真弓 トクシマフィットネスラボインストラクター	有料
③太極拳	毎週水曜日 13:30～15:30	上板ふれあいクラブ （ＩＴセンター内）	上板ふれあいクラブ 太極拳愛好会	
④エアロビクス	調整中	上板ふれあいクラブ （ＩＴセンター内）	調整中	詳しくは お電話ください
⑤健康吹き矢	第２・４木曜日 13:30～14:30	上板ふれあいクラブ （ＩＴセンター内）	井坂道子・岡本佐和子	
⑥健康ストレッチ	第２・４木曜日 15:00～15:30	上板ふれあいクラブ （ＩＴセンター内）	板東宏一 ばんどう接骨院院長	
⑦キッズスポーツ教室	第２・４土曜日 14:00～15:00	上板ふれあいクラブ （ＩＴセンター内）	八尾景子 子ども身体運動発達指導士	幼稚園～ 小学２年
⑧ニュースポーツ （カローリング）	第１・３土曜日 13:00～14:30	農村環境改善センター 多目的ホール	上板町スポーツ推進委員	
⑨バウンドテニス	第１・３土曜日 15:00～17:00	農村環境改善センター 多目的ホール	西條勝行 県バウンドテニス協会	
⑩ダンススポーツ	毎週土曜日 15:00～17:00	中央公民館大会議室 （役場２Ｆ）	濱　清枝 徳島県ダンススポーツ連盟公認指導員	
卓球を楽しもう 筋力トレーニング	月～金13:00～20:00 土　13:00～18:00	上板ふれあいクラブ （ＩＴセンター内）	お友達や家族で卓球を楽しみませんか（貸ラケット有）	筋トレ 高校生以上使用可

【会費・スポーツ安全保険料】 **※会費とスポーツ安全保険料を支払えば、教室に参加できます。**

区　分	年会費	家族2人目から	団体（10人以上）	団体（20人以上）	スポーツ安全保険
大人（高校生以上）	3,000円	2,500円	2,500円	2,000円	1,850円
高齢者（65歳以上）	2,500円	2,000円	2,000円	1,500円	1,200円
中学生以下	2,000円	1,500円	1,500円	1,000円	800円
ファミリー	8,000円	同一世帯で人数制限なし（要：保険加入）			
フリーパス	20,000円	スポーツ安全保険料・すべての教室参加料込			

※ 会費・スポーツ安全保険は平成32年３月31日まで有効
※ 筋トレ・卓球　使用料
（会員1ヶ月500円、会員外1回町内300円、町外500円）
※ 上板町外の方は、年会費＋500円
※ ⑤、⑧、⑨の教室は維持費として（年間500円）

【お申し込み・お問い合わせ】
上板ふれあいクラブ事務局　☎679-7788
開設時間　月～金13:00～20:00　土13:00～18:00

●入会申込書は、上板町ＩＴセンターにあります。

ハーバリウム教室のお知らせ

プリザーブドフラワーやドライフラワーをガラスボトルへ入れて専用のオイルに浸して、みずみずしい状態で鑑賞する新感覚の雑貨です。お手入れ不要で贈り物にも最適です。

■日　時
平成三十一年四月二十四日　水曜日
十三時三十分～

■場　所
馬道会館　☎六九四－四八六八
上板町西分字原渕一八番地二

■申し込み締め切り
四月十九日　金曜日　午後五時まで

■材料代
二、〇〇〇円

母の日に手作りアクセサリーを贈ろう（レジン教室）と人権ミニ講座

ハンドメイド好きの方に人気の「レジン」好きなパーツを閉じ込めて固めたり、型に流して様々な形を作ったりしてアクセサリーを作ります。
今年の母の日は、お出かけするのが楽しくなるアイテムをプレゼントしてみませんか？
また、人権ミニ講座もあります。

■日　時
五月十一日　土曜日　十三時三十分～

■定　員
一五名（先着となりますので、お早めに電話でお申し込み下さい）

■参加費
材料費六〇〇円～一〇〇〇円程度

■対　象
中学生～一般　（小学生は保護者同伴）

■作る物
ブローチ・キーホルダー・バッグホルダーのいずれか

■場所・お問い合わせ
馬道会館　☎六九四－四八六八
上板町西分字原渕一八番地二

一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。
相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

■開　設　日　四月十七日（水）

■開設時間　午後一時三十分～
午後三時三十分

■開設場所　上板町老人福祉センター

※今月から開設時間が三十分短くなっています。

人権相談

上板町では法務大臣より委嘱をうけた人権擁護委員が、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。お気軽にご相談ください。
平成三十一年四月は次のとおりです。

■開催日時
四月十七日(水)
午後一時三十分～午後四時

■開催場所
上板町中央公民館・第一会議室
（役場二階）

上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

家族構成・資産状況を探る電話にご注意！

親族、警察官、金融機関の職員等を装い、資産状況や家族構成などを確かめる不審電話は〝アポ電〟（アポイントメント電話）と呼ばれ、現金の有無を確認して強盗に入るなど強引な手口も報道されており、注意が必要です。

【アポ電の具体例】
●消防署員を名乗り「災害発生時の救助の優先順位を決めるための名簿を作成している。家族構成を教えて」
●役場職員を名乗り「医療費の還付金がある。住所と名前の確認をする」
●親族を名乗り「携帯をなくして電話番号が変わった。すぐに現金が必要。いくらある？」
●国税調査員を名乗り「年金受給者調査をしている。預金は一千万円を超えているか」

【アポ電対策】
①留守番電話を利用する
②ナンバーディスプレイを利用し知らない電話に出ない
③自動通話録音機、迷惑防止機能付電話を使う
等の対策を講じ**非通知や知らない番号に出ないようにしましょう。**
電話に出てしまっても**家族構成や資産状況を教えずすぐ切りましょう。**
不安を感じることがあればすぐ家族、周りの方や左記相談窓口にお気軽にご相談ください。
※通話内容を録音する「不審電話撃退装置」限定数を八〇歳以上で一人世帯の方に無料で貸し出しを行っています。詳しくは産業課（☎六九四－六八〇六）までお問い合わせください。

◆消費生活に関するご相談は
上板町消費生活相談窓口へ
☎六九四－六八一六　秘密厳守・相談無料
相談受付　平日九時～十六時三十分
（土・日・祝・年末年始を除く）

上板町技の館

完全制御型ＬＥＤ植物工場が完成しました。
是非見学にお越しください。

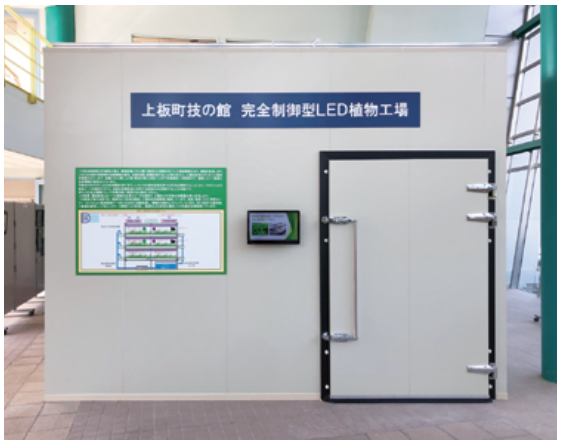

この完全制御型ＬＥＤ植物工場は、断熱防塵パネル壁に囲まれた空間の中に人工栽培環境を作り、植物を栽培します。このため天候や季節等の自然環境の変化、自然災害に影響を受けることがありません。土壌を使用せずミネラル養液を循環させています。防塵パネル壁により病・害虫の侵入を防ぐことができ農薬を一切使用せず、植物にとって最適な生育環境が維持されています。

太陽光の代わりにＬＥＤ光が植物を育てます。いろいろな発光波長を持つＬＥＤ光を照射することにより、クロロフィルの吸収ピークを維持させたり、良質な形態形成に作用する波長のみを照射することも可能です。

またＬＥＤ光は植物にとって有害な短い波長の光も放出しません。

この結果、露地栽培と比べても植物の生育スピードは速まり、工場内での作物の収穫量は常に安定します。

この植物工場の内部では、最新のＩｏＴ技術を駆使し工場内を自動管理・制御しています。温度・湿度・ＣＯ２・照度センサー・カメラにより栽培環境データを１分おきに自動収集し、環境を自動モニタリングしています。また栽培する植物毎に最適な栽培レシピをビッグデータ解析により作成し、最適なＬＥＤ波長を選択しその光量を自動制御しています。

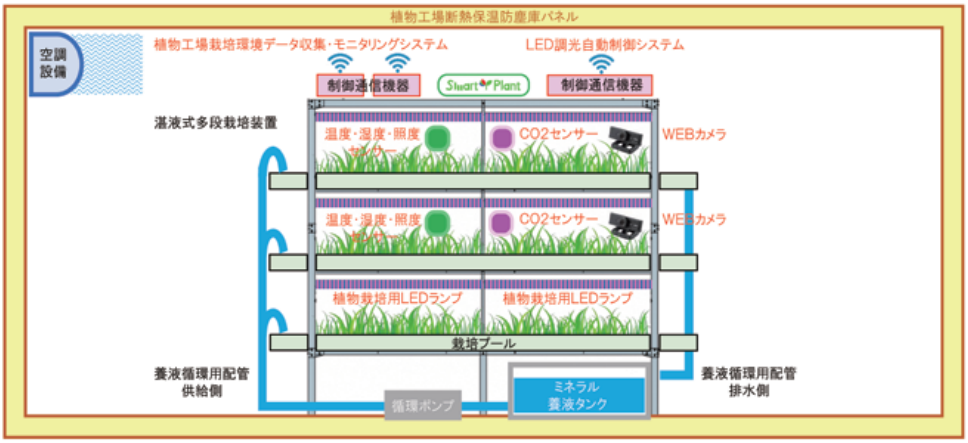

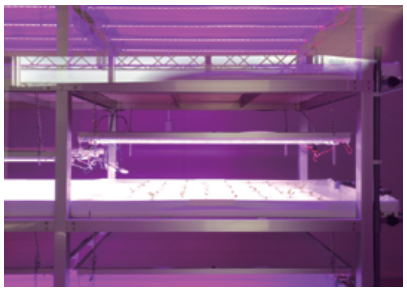

「ドッグスペース」を整備しました

これまで技の館では、ペット連れのお客様には、ご不便をおかけしておりましたが、この度、とくしま創生推進事業助成金を活用し、技の館東側に「ドッグスペース」を整備しました。

上板町　技の館

ご利用について

- 凶暴性のある犬・発情期の犬・病気の犬は、ご利用できません。
- 予防接種（狂犬病・各種ワクチン）を一年以内に受けていること。
- 愛犬と一緒に入退場し、愛犬の行動を監視してください。
- 万一、犬同士のケンカが発生した場合には、飼い主は身の安全に注意の上、対処してください。
- その他、マナーの向上にご協力ください。

※事故等については、飼い主の自己責任とさせていただきます。
飼い主同士のトラブルが発生した場合は、当事者間で解決してください。

とくしま上板熱中小学校 第5期生生徒募集しています。

色々な人と出会い、刺激を受けながら学べる場を提供する“大人の社会塾”を「上板町技の館」で実施しています。４月からいよいよ第５期がスタートします。

第１回目の授業は、４月 20 日(土)13：00～です。講師は、阿波製紙㈱の代表取締役社長の三木康弘氏。授業内容は、「阿波製紙 100 年の歩み」です。徳島が誇る企業の社長から直接お話を聞ける貴重な時間です。

５期は、阿波踊り「娯茶平連」の岡連長の阿波踊り授業、元オフコースの大間ジロー先生の授業、ドローンパイロットの授業など、全国の著名な講師からのワクワクする授業をたくさん予定しています！！

また、とくしま上板熱中小学校は、課外活動も多く、新しい自分と出会えるチャンスがたくさんあります。世代を超えた人たちとの交流も多く、新しい仲間にも出会えるでしょう。

さあ、ここ上板で新しい自分に出会いませんか？もう一度７歳の目で、新しい自分に出会いましょう。

阿波製紙㈱
代表取締役社長
三 木 康 弘 氏

第４期終了式での集合写真

第5期 生徒募集中！

- ■ 期　　間　４月～９月の月２回程度、土曜または日曜日の13:00～16:00（予定）
- ■ 場　　所　上板町技の館　２階（上板町泉谷字原東 32－4）
- ■ 授 業 料　１万円（材料費別、授業回数約 10 日開講・約 20 授業）
- ■ 申込方法　TEL:694－7766 ／ FAX:694－7767
  Mail:ai@necchu-kamiita.com

ホームページから入学申込み可能。詳しくは「とくしま上板熱中小学校」で検索！
または、電話や FAX、メールでも受付しています。ご不明点あれば、いつでもご連絡ください！！

平成31年2月 お誕生おめでとう

- 瀬部　廣野　真史・美賀　男の子　暖和（るあ）
- 神宅　大島　崇弘・逸　男の子　颯真（そうま）
- 西分　松田　恭明・章代　男の子　望叶歩（のとあ）
- 椎本　石井　一宅・治恵　男の子　瞳吾（とうご）
- 高瀬　髙田　慎也・晴香　男の子　宗志（そうし）

板野町文化の館図書館 4月カレンダー

上板町民の方も利用可能です。

4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

□の日は休館日です。

開館時間　午前10時～午後6時

●一月は、延べ三〇七人に一、六四八冊ご利用頂きました。

■お問い合わせ
板野町文化の館図書館
☎〇八八－六七二－五八八八

学校給食センター 食育と地産地消への取り組み

毎月19日は食育の日

平成三十一年二月十九日のすじ青のり入り鰹フライ・味付け海苔は、徳島県産のものを使用しています。

徳島県は「すじ青のり」の生産量日本一（全国生産量の七～八割）で、特に吉野川で収穫できる「すじ青のり」は、鮮やかな緑色と豊かな香りが特徴です。また、豚汁や白菜の土佐和えにも、徳島県産や上板町産のものを多く使用しています。

学校給食センターでは、より身近に地域の自然や食文化、産業等についての理解を深めてもらえるよう、学校給食を生きた教材として活用した食育を推進します。

平成31年2月19日（火）
ごはん　牛乳　すじ青のり入り鰹フライ
白菜の土佐和え　豚汁　味付け海苔

上板の古道観音道ウォーク開催のお知らせ

■開催日
四月十四日（日）　小雨決行

■集合場所
上板町立歴史民俗資料館
（駐車場：技の館）
●受付　午前八時～八時三十分
●開会　午前八時三十分～
●スタート　午前九時

■参加料
三〇〇円（保険・資料代等）。
中学生までは無料

■コース
山道　十キロメートル程度
六時間（予定）
出発
資料館－和泉寺・三十三番－三十二番・若宮橋・善光寺・三十番～二十番－子育て地蔵－十九番～一番－大山寺（昼食）－遍路道－大山町（徳島自動車道の側道）－台山－泉谷－資料館　解散

■参加対象者
右記コースを歩ける方はどなたでも参加できます。
小学生までは保護者同伴でご参加ください。

■注意事項
①山歩きに適し、できるだけ派手な服装（赤・黄緑・ピンク等）で参加してください。
②歩行中の喫煙はしないでください。
③ゴミは必ず持ち帰ってください。
④昼食、飲み物などは各自ご持参ください。
⑤主催者として傷害保険には加入していますが、万一事故が発生した場合、傷害保険の範囲内及び応急処置以外の責任は負えません。
⑥体調不良の場合は、参加を見合わせてください。

■お問い合わせ
上板町立歴史民俗資料館
☎六九四－五六八八（土・日・祝日は休み）

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場　上板町広報編集委員会　☎088－694－6824　平成31年4月1日発行　印刷／(協)徳島印刷センター